

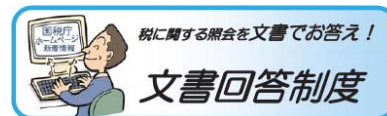
(東京国税局からのお知らせ)

文書回答制度をご利用ください！

納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。

納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会を受けた場合には、一定の要件の下に文書回答を行います。この手続きは、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくため、照会内容・回答をホームページで公表するという納税者サービスです(照会者名は原則非公表です。)

なお、この手続の詳細については、東京国税局ホームページのトップ画面下部の文書回答制度バナーからご覧ください。



※ 東京国税局ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/tokyo>

【参考：文書回答手続のタイムスケジュール】

